

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

| | | 改正案 | | 現行 | |
|---|--------|---------------------------|--|--|--|
| 装 | 一 | 四 別 特定無線設備の種 (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) |
| 目 | 二 試験項 | | | | |
| | 三 測定器等 | | | | |
| | | (略) | 十三 第三項 第一条 第二 | (略) | |
| 装 | 一 | 四 別 特定無線設備の種 (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) | 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア (略) |
| 目 | 二 試験項 | | | | |
| | 三 測定器等 | | | | |
| | | (略) | 十三 第三項 第一条 第二 | (略) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|---------|-------|---|-------|-------|---|---------|------|--------|
| | | | | | | | | | | |
| 雑音 | 総合歪及び | アシス特性 | ダイエンプ | 動 | の周波数変 | 局部発振器 | 性 | 相互変調特 | 果 | 感度抑圧効 |
| | 歪率雑音計 | 標準信号発生器 | 直線検波器 | | | 周波数計 | | 標準信号発生器 | レベル計 | シロスコープ |
| | (略) | | (略) | | | (略) | | (略) | (略) | (略) |
| | | | | | | | | | | |
| | (略) | | (略) | | | (略) | | (略) | (略) | (略) |

注1～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|---------|-------|---|-------|-------|---|---------|------|--------|
| | | | | | | | | | | |
| 雑音 | 総合歪及び | アシス特性 | ダイエンプ | 動 | の周波数変 | 局部発振器 | 性 | 相互変調特 | 果 | 感度抑圧効 |
| | 歪率雑音計 | 標準信号発生器 | 直線検波器 | | | 周波数計 | | 標準信号発生器 | レベル計 | シロスコープ |
| | (略) | | (略) | | | (略) | | (略) | (略) | (略) |
| | | | | | | | | | | |
| | (略) | | (略) | | | (略) | | (略) | (略) | (略) |

注1～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)